

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 訓令 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 七
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 九
- 福島県人事委員会 二
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 二

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十二号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に

これに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後	改正前																		
	<p>（総室等及び課） 第七條（略） 2～6（略） 7 第一項及び第四項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を附置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>課</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策課</td> <td>放射線監視室</td> </tr> <tr> <td>企画調整課</td> <td>風評・風化戦略室</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第十一條 企画調整部各総室並びに避難地域復興局及び文化スポーツ局の分掌事務は、次のとおりとする。 （企画調整総室） 一～九（略） 十 部内他総室並びに避難地域復興局及び文化スポーツ局の所掌に属しない事務に関する事。 （風評・風化戦略室） 十一 東日本大震災（平成二十三年</p>	課	室	（略）	（略）	原子力安全対策課	放射線監視室	企画調整課	風評・風化戦略室	（略）	（略）	<p>（総室等及び課） 第七條（略） 2～6（略） 7 第一項及び第四項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を附置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>課</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策課</td> <td>放射線監視室</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第十一條 企画調整部各総室並びに避難地域復興局及び文化スポーツ局の分掌事務は、次のとおりとする。 （企画調整総室） 一～九（略） 十 部内他総室並びに避難地域復興局及び文化スポーツ局の所掌に属しない事務に関する事。 （新設）</p>	課	室	（略）	（略）	原子力安全対策課	放射線監視室	（略）	（略）
課	室																			
（略）	（略）																			
原子力安全対策課	放射線監視室																			
企画調整課	風評・風化戦略室																			
（略）	（略）																			
課	室																			
（略）	（略）																			
原子力安全対策課	放射線監視室																			
（略）	（略）																			

三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
 (以下同じ。)による風評及び風化対策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(復興・総合計画課)

- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- (福島イノベーション・コースト構
想推進課)
- 二十五 (略)
- 地域づくり総室
(地域政策課)
- 一〇十五 (略)
- 情報統計総室
(デジタル変革課)
- 一〇十一 (略)
- 避難地域復興局
(避難地域復興課)
- 一 (略)
- (避難者支援課)
- 二 東日本大震災による避難者支援
に関する施策の総合企画及び調整
に関すること。

(復興・総合計画課)

- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- (福島イノベーション・コースト構
想推進課)
- 二十四 (略)
- 地域づくり総室
(地域政策課)
- 一〇十五 (略)
- 情報統計総室
(デジタル変革課)
- 一〇十一 (略)
- 避難地域復興局
(避難地域復興課)
- 一 (略)
- (避難者支援課)
- 二 東日本大震災(平成二十三年三
月十一日に発生した東北地方太平
洋沖地震及びこれに伴う原子力発
電所の事故による災害をいう。第
三号、第四号、第五号、第二十
二条の三、第二十三条及び第二十七

職	職務
危機管理 監	知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。
風評・ 風化戦 略担当 理事	知事の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理する。

第二十二條の二 前条に規定するもののほか、複数の部の所掌事務に関わる特に重要な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(業務連携を推進する職)
 一〇十八 (略)

(生活拠点課)
 三〇九 (略)

文化スポーツ局
 (文化振興課)

職	職務
危機管理 監	知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

第二十二條の二 前条に規定するもののほか、複数の部の所掌事務に関わる特に重要な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(業務連携を推進する職)
 一〇十八 (略)

(生活拠点課)
 三〇九 (略)

文化スポーツ局
 (文化振興課)

条の三において同じ。)による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整に関すること。

附 則

<p>第二十三條の二 (略)</p> <p>第二十三條の三 (略)</p> <p>第二十二條の四 (略)</p> <p>第二十二條の五 (略)</p> <p>第二十二條の六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第二十二條の三 前二條に規定するもののほか、企画調整部に、福島インベシヨン・コースト構想推進監を置き、その職務は、上司の命を受け、福島インベシヨン・コースト構想に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(風評・風化対策監)</p> <p>第二十二條の三 前二條に規定するもののほか、総務部に、風評・風化対策監を置き、その職務は、上司の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。</p> <p>(福島インベシヨン・コースト構想推進監)</p> <p>第二十二條の四 前三條に規定するもののほか、企画調整部に、福島インベシヨン・コースト構想推進監を置き、その職務は、上司の命を受け、福島インベシヨン・コースト構想に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。</p> <p>(復興推進本部担当課長)</p> <p>第二十二條の七 (略)</p> <p>第二十二條の六 (略)</p> <p>第二十二條の五 (略)</p> <p>第二十三條の二 (略)</p> <p>第二十三條の三 (略)</p>
--	---

この規則は、令和三年四月二十八日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十号

本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第五條の二 (略)</p> <p>(風評・風化戦略担当理事の専決事項)</p> <p>第五條の三 前二條の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十二條の二第一項の表に規定する風評・風化戦略担当理事が専決することができる。</p> <p>一 風評・風化戦略担当理事が掌理する事務についての基本方針(次号において「基本方針」という。)の決定</p> <p>二 基本方針に定める事項を実施する上で必要な調整、助言、指導及</p>	<p>第五條の二 (略)</p> <p>(新設)</p>

び達成状況の評価

- 三 訓令の制定及び改廃並びに重要な公示、公告、告示及び公表の決定
 - 四 国、地方公共団体等に対する重要な意見の具申、協力の要請、要望の提出等並びに重要な申請書、報告書等の提出、受理及び進達
 - 五 国、地方公共団体等との重要な協議をし、及び協定を締結し、並びにこれらの団体等からの重要な意見を聴取し、承認、通知、指示、勧告、命令等を受理し、及び協議、協力の要請、あつせん等に応じること
 - 六 風評・風化戦略担当理事の内国旅行命令
 - 七 風評・風化戦略担当理事の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認
 - 八 風評・風化戦略担当理事の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更
 - 九 風評・風化戦略担当理事の代休日指定
 - 十 風評・風化戦略担当理事の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知
 - 十一 風評・風化戦略担当理事の事務代決者の指定
- (原子力損害対策担当理事の専決事項)
- 第五条の四 前三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十二條の二第一項の表に規定する原子力損害対策担当理事が専決することができる。
- 一〇十一 (略)
- (復興支援・地域連携室長等の専決

- (原子力損害対策理事の専決事項)
- 第五条の三 前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十二條の二第一項の表に規定する原子力損害対策担当理事が専決することができる。
- 一〇十一 (略)
- (復興支援・地域連携室長等の専決

事項)

第五条の五 前四條の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十七條の二の表に規定する復興支援・地域連携室長(以下「復興支援・地域連携室長」という。)が専決することができる。

一〇二 (略)

2 前四條の規定にかかわらず、行政組織規則第二十條第一項に規定する復興支援・地域連携室(以下「復興支援・地域連携室」という。)の職員のうち、専ら復興支援・地域連携室の事務を行う者に係る次に掲げる事項については、復興支援・地域連携室長があらかじめ指定する者が専決することができる。

一〇八 (略)

(代決)

第八条 決裁権者が不在のときは、次の表に定める区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者がその事務を代決することができる。

一 本庁機関における代決

部長及び理事(企業誘致を担当する)	略	決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
	略	略	略	略	略

事項)

第五条の四 前三條の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十七條の二の表に規定する復興支援・地域連携室長(以下「復興支援・地域連携室長」という。)が専決することができる。

一〇二 (略)

2 前三條の規定にかかわらず、行政組織規則第二十條第一項に規定する復興支援・地域連携室(以下「復興支援・地域連携室」という。)の職員のうち、専ら復興支援・地域連携室の事務を行う者に係る次に掲げる事項については、復興支援・地域連携室長があらかじめ指定する者が専決することができる。

一〇八 (略)

(代決)

第八条 決裁権者が不在のときは、次の表に定める区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者がその事務を代決することができる。

一 本庁機関における代決

部長及び理事(企業誘致を担当する)	略	決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
	略	略	略	略	略

3 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、企画調整部長が定める事項については、行政組織規則第22条の3に規定する福島イノベーション・コースト構想推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「福島イノベーション・コースト構想推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「福島イノベーション・コースト構想推進監」と読み替えるものとする。

4 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、生活環境部長が定める事項については、行政組織規則第22条の4に規定する環境回復推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「環境回復推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「環境回復推進監」と読み替えるものとする。

5 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、商工労働部長が定める事項については、行政組織規則第22条の5に規定する再生可能エネルギー推進監が専決できるものとする。この場合において、同

「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「風評・風化対策監」と読み替えるものとする。

4 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、企画調整部長が定める事項については、行政組織規則第22条の4に規定する福島イノベーション・コースト構想推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「福島イノベーション・コースト構想推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「福島イノベーション・コースト構想推進監」と読み替えるものとする。

5 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、生活環境部長が定める事項については、行政組織規則第22条の5に規定する環境回復推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「環境回復推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「環境回復推進監」と読み替えるものとする。

6 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、商工労働部長が定める事項については、行政組織規則第22条の6に規定する再生可能エネルギー推進監が専決できるものとする。この場合において、同

<p>欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「再生可能エネルギー推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「再生可能エネルギー推進監」と読み替えるものとする。</p> <p>5 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、農林水産部長が定める事項については、<u>行政組織規則第22条の6</u>に規定する食産業振興監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「食産業振興監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「食産業振興監」と読み替えるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 課長及び室長の専決事項の欄に規定する事項のうち、保健福祉部長が定める事項については、<u>行政組織規則第23条</u>に規定する医療調整担当課長が、観光交流局長が定める事項については、<u>行政組織規則第23条の2</u>に規定する空港利活用担当課長が専決できるものとする。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「再生可能エネルギー推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「再生可能エネルギー推進監」と読み替えるものとする。</p> <p>7 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、農林水産部長が定める事項については、<u>行政組織規則第22条の7</u>に規定する食産業振興監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「食産業振興監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「食産業振興監」と読み替えるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 課長及び室長の専決事項の欄に規定する事項のうち、企画調整部長が定める事項については、<u>行政組織規則第23条</u>に規定する復興推進本部担当課長が、保健福祉部長が定める事項については、<u>行政組織規則第23条の2</u>に規定する医療調整担当課長が、観光交流局長が定める事項については、<u>行政組織規則第23条の3</u>に規定する空港利活用担当課長が専決できるものとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
---	--

附 則
この監令は、令和三年四月二十八日から施行する。

福島県訓令第11号

(行政経営課)

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局
標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年四月二十七日

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成二十八年福島県訓令第10号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	別表第一(第三条関係)	職務の種類	行政職	標準的な職	職務の種類	行政職	標準的な職
	職制上の段階	部長	危機管理監 本庁部長 会計管理者 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 理事 技監 地方振興局長	部長	職制上の段階	部長	危機管理監 本庁部長 会計管理者 出納局長 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 理事 技監 地方振興局長 東京事務局長 ハイテク
改正前	別表第一(第三条関係)	職務の種類	行政職	標準的な職	職務の種類	行政職	標準的な職
	職制上の段階	部長	危機管理監 本庁部長 会計管理者 出納局長 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 理事 技監 地方振興局長 東京事務局長 ハイテク	部長	職制上の段階	部長	危機管理監 本庁部長 会計管理者 出納局長 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 理事 技監 地方振興局長 東京事務局長 ハイテク

行政職	東京事務局長 ハイテクプラザ所長 県北農林事務所長 農業総合センター所長 県北建設事務所長 労働委員会事務局長	部次長	政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 本庁部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 興局次長 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短
-----	--	-----	--

行政職	プラザ所長 県北農林事務所長 農業総合センター所長 県北建設事務所長 労働委員会事務局長	部次長	政策監 知事公室長 風評・風化対策監 福島イノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 本庁部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農
-----	--	-----	--

	略	職 行政
期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長	略	本庁課長 本庁室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所課長 北海道事務所課長 名古屋事務所課長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長(研究部長を除く。) 環境創造センター環境放射線センター所長 相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 保健所副所長 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所
	課長	

	略	職 行政
業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長	略	本庁課長 本庁室長 復興推進本部担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所課長 北海道事務所課長 名古屋事務所課長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長(研究部長を除く。) 環境創造センター環境放射線センター所長 相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 保健所副所長 県中、県南、会
	課長	

所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 児童相談所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園院長 郡山光風学園 大笹生学園 女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 計量検定所長 テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜校長 ハイテクプラザ副所長 県南、南会津、いわき農林事務所長 農林事務所次長 農林事務所部長 農林事務所農業普及所長 水産事務所長 病害虫防除所長 農業総合センター事務局長 農業総合センター部長 農業短期大学校副校長 県南、

津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 児童相談所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園院長 郡山光風学園長 大笹生学園長 女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 計量検定所長 テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜校長 ハイテクプラザ副所長 県南、南会津、いわき農林事務所長 農林事務所次長 農林事務所部長 農林事務所農業普及所長 水産事務所長 病害虫防除所長 農業総合センター事務局長 農業総合センター部長 農業短期大学校

<p>出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 県北、県中、会津保健福祉事務所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長</p>	<p>本庁課長 本庁室長 医療調整担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長</p>	<p>出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 県北、県中、会津保健福祉事務所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長</p>
三種		

<p>出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 県北、県中、会津保健福祉事務所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長</p>	<p>本庁課長 本庁室長 復興推進本部担当課長 医療調整担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長</p>	<p>出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター所長 環境創造センター副所長 県北、県中、会津保健福祉事務所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長</p>
三種		

<p>東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境放射線センター所長 県南、南会津、相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 (医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く) 保健福祉事務所部長(南会津保健福祉事務所部長を除く) 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園長 郡山光風学園長 大笹生学園長 総合療育センター所長 女性のための相談支援センター所長 精神保健福祉センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 主任専門看護技師 主任専門獣医技師</p>	<p>東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境放射線センター所長 県南、南会津、相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 (医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く) 保健福祉事務所部長(南会津保健福祉事務所部長を除く) 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園長 郡山光風学園長 大笹生学園長 総合療育センター所長 女性のための相談支援センター所長 精神保健福祉センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 主任専門看護技師 主任専門獣医技師</p>
---	---

<p>東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境放射線センター所長 県南、南会津、相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 (医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く) 保健福祉事務所部長(南会津保健福祉事務所部長を除く) 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園長 郡山光風学園長 大笹生学園長 総合療育センター所長 女性のための相談支援センター所長 精神保健福祉センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 主任専門看護技師 主任専門獣医技師</p>	<p>東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境放射線センター所長 県南、南会津、相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 (医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く) 保健福祉事務所部長(南会津保健福祉事務所部長を除く) 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園長 郡山光風学園長 大笹生学園長 総合療育センター所長 女性のための相談支援センター所長 精神保健福祉センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所長 衛生研究所支所長 主任専門看護技師 主任専門獣医技師</p>
---	---

主任専門薬剤技師
主任専門医療技師
主任専門放射線技師
計量検定所長
テクノアカデミー会津
校長
テクノアカデミー浜校
長
ハイテクプラザ副所長
県南、南会津、いわき
農林事務所長
農林事務所次長
農林事務所部長
農林事務所農業普及所
長
水産事務所長
家畜保健衛生所長
農業総合センター事務
長
農業総合センター有機
農業推進室長
農業総合センター部長
農業総合センター果樹、
畜産研究所長
農業総合センター農業
短期大学校副校長
林業研究センター所長
林業研究センター副所
長
水産海洋研究センター
所長
水産海洋研究センター
副所長
水産資源研究所長
内水面水産試験場長
主任専門研究員
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所長
県北、県中、会津若松

主任専門薬剤技師
主任専門医療技師
主任専門放射線技師
計量検定所長
テクノアカデミー会津
校長
テクノアカデミー浜校
長
ハイテクプラザ副所長
県南、南会津、いわき
農林事務所長
農林事務所次長
農林事務所部長
農林事務所農業普及所
長
水産事務所長
家畜保健衛生所長
農業総合センター事務
長
農業総合センター有機
農業推進室長
農業総合センター部長
農業総合センター果樹、
畜産研究所長
農業総合センター農業
短期大学校副校長
林業研究センター所長
林業研究センター副所
長
水産海洋研究センター
所長
水産海洋研究センター
副所長
水産資源研究所長
内水面水産試験場長
主任専門研究員
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所長
県北、県中、会津若松

(略)	いわき建設事務所次長 富岡土木事務所長 港湾建設事務所長 福島空港事務所長 流域下水道建設事務所 長 労働委員会事務局課長 労働委員会事務局主幹	(略)
(略)	いわき建設事務所次長 富岡土木事務所長 港湾建設事務所長 福島空港事務所長 流域下水道建設事務所 長 労働委員会事務局課長 労働委員会事務局主幹	(略)

附 則
この訓令は、令和三年四月二十八日から施行する。

(人事課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年四月二十七日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「出納局長」を「出納局長
風評・風化戦略担当理
事」に、「知事公室長」を「室長
復興推進本部担当課長」を「室
長」に改める。
附 則
この規則は、令和三年四月二十八日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年四月二十七日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六級の項第二号中「、復興推進本部担当課長」を削り、同表七級の項第一号中「、風評・風化対策監」を削り、同項第四号中「、復興推進本部担当課長」を削り、同表八級の項第一号中「、風評・風化対策監」を削り、同表九級の項中「危機管理監」を「危機管理監、風評・風化戦略担当理事」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月二十八日から施行する。

（採用給与課）